

# 令和6年度 小坂町奨学資金（高等学校・大学等） 利用を希望する皆さんへ

小坂町では、町民の子弟で、心身ともに健康で学業に優れた学生・生徒で、経済的に修学が困難な方に無利子の「小坂町奨学資金」をお貸ししています。

お貸しした奨学資金は、卒業後に返還していただき、後輩の奨学資金として活用しています。

奨学資金の利用を希望される方は、申込条件、返還方法をご確認のうえ、お申し込みください。

## 【申込みの条件】

小坂町民の子弟で、心身ともに健康で学業成績優良にして、更に高等学校や高等専門学校、短期大学、大学等に在学する方で、経済的理由により修学が困難な方。

## 【お貸しする金額・期間】

- 月 額 高等学校等 20,000円、 大学等 40,000円  
(初年度は、1年分を一括貸与します。)
- 期 間 奨学生採用時から卒業するまで(ただし最短修業期間)

## 【申込みから決定まで】

- 申込期間 令和6年5月10日(金)から5月31日(金)まで
- 提出書類 ①(同封用紙)貸費願(様式第1号)  
②(同封用紙)履歴書  
③(役場より)住民票謄本 本人が町外者の場合は本人の戸籍抄本を添付  
④(学校より)在学証明書(申請時は合格証明書添付可能)  
⑤(同封用紙)調査書(様式第2号)  
⑥(役場より)所得・課税・扶養証明書(令和4年分の所得)  
⑦(役場より)納税証明書(令和5年度分・3月1日以降の発行のもの)  
⑧その他
  - ・障害者がいる場合は、障害者手帳の提示。
  - ・長期療養者がいる場合は、病名と療養期間がわかる証明書(診断書等の写し)など
- 申込先 小坂町教育委員会事務局(小坂町交流センター「セパーム」内)
- 決 定 小坂町奨学資金運営審議会で選考し、小坂町教育委員会で貸与決定します。  
**結果は、7月上旬頃に保護者宛に通知します。**  
**※ 奨学金振込には、「奨学生名義の口座」が必要です。**

## 【貸与が終了した時は】

「学校卒業及び就職届」、「小坂町奨学資金償還金返済計画書」を提出していただきます。提出方法は教育委員会からお知らせします。

問い合わせ 〒017-0201 小坂町小坂字砂森7番地1 小坂町交流センター「セパーム」内  
小坂町教育委員事務局会総務班 TEL 29-2342

## 提出書類の記載の仕方・添付書類の注意「小坂町奨学資金」

### 1. 貸 費 願 （所定の用紙を使用）（様式第1号）

- ① 令和6年4月1日現在で記入してください。
- ② 本籍地、現住所、氏名等は、各自で署名してください。

※ 押印は、不要です。

### 2. 履 歴 書 （所定の履歴書を使用）

本人自筆を基本とします。

写真は、本人の判別がつくものであれば「スナップ切り」でも結構です。

### 3. 住民票謄本 （役場より証明）【有料】

家族全員の住民票とします。

本人が町外在住者の場合は、本人の戸籍抄本を添付してください。

### 4. 在学証明書 （学校より）（申請時は合格証明書添付可能）

- ① 4月1日以降に発行された証明書とします。入学後、町教育委員会へ提出してください。
- ② 申請時には、合格通知書等のコピーを添付してください。

### 5. 調 査 書 （所定の用紙を使用）（様式第2号）

- ① 太線の枠の中を記入してください。
- ② 貸費出願者は、本人（学生）です。
- ③ 家族欄は全員について記入し、年齢は令和6年4月1日現在の満年齢を記入してください。
- ④ 学資補給欄は、一般的な親族からの仕送りや他の奨学資金貸与団体からの借入金を記入してください。
- ⑤ 貸与期間は、貸与開始年（令和6年）の4月1日から卒業年（最短修業年）の3月末日までの経過年数です。
- ⑥ 「奨学資金を必要とする理由」と「家族の長期入院等、当面支出増のある場合」欄は、奨学資金運営審議会での選考資料とします。

※ 押印は、不要です。

### 6. 所得・課税・扶養証明書 （役場より証明）【有料】

令和5年度（令和4年中）の所得について、家族の内、収入のある人全員を記入のうえ、役場町民課から証明を受けてください。

### 7. 納税証明書 （役場より証明、3月1日以降発行のもの）【有料】

令和5年度分の納税について、役場町民課から証明を受けてください。

### 8. そ の 他

- ① 障害者がいる場合は、障害者手帳を提示してください。
- ② 長期療養者がいる場合は、病名と療養期間がわかる証明書（診断書等の写し）等を添付してください。

※ 在学証明書以外の提出書類が揃った場合は、「仮受付」をいたします。  
不明な点は担当までお気軽にお尋ねください。